

令和6年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した令和6年度広島市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物

2 処理区域

広島市の全域

3 市が収集する固形状一般廃棄物の種類（分別）等

(1) 家庭ごみ

家庭から排出された固形状一般廃棄物は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年広島市規則第40号。以下「広島市廃棄物処理規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり分別・排出して収集する。ただし、広島市廃棄物処理規則第4条に規定する多量の一般廃棄物を除く。

ア 可燃ごみ 厨芥類、木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱
い得るもの。ただし、キに掲げるものを除く。

イ 不燃ごみ 陶磁器類、灰等。ただし、キに掲げるものを除く。

ウ プラスチックごみ（収集区分としては「その他プラ」とし、以下「その他プラ」という。）
プラスチック類その他これに類するもの。ただし、エ、オ及びキに掲げるものを除く。

エ プラスチック製容器包装ごみ（収集区分としては「リサイクルプラ」とし、以下「リサ
イクルプラ」という。） 主として容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関す
る法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第1
項に規定する容器包装のうち、プラスチック製のもの。ただし、オに掲げるものを除く。

オ ペットボトルごみ 容器包装リサイクル法施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水
産省、通商産業省令第1号）第4条第5号に規定するペットボトル

カ 資源ごみ 紙類、布類、金属類、ガラス類等容易に再生利用が可能なもの。ただし、キ
に掲げるものを除く。

キ 大型ごみ 次に掲げるもの（広島市廃棄物処理規則第14条の3第5項の規定に基づき
納付券等（以下「納付券等」という。）が貼付されているものに限る。）

(ア) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特
定家庭用機器廃棄物（以下「家電リサイクル法対象機器廃棄物」という。）

ただし、同法第19条に規定する再商品化等に必要な料金（以下「リサイクル料金」
という。）を払っているものに限る。

(イ) 電気器具（(ア)に掲げるものを除く。）、家具、寝具等で最長の辺の長さ又は最大径が
30センチメートル（棒状のもの又は容易に折り曲げることができる板状のものにあ
っては、最長の辺の長さが1メートル）以上のもの（カーテン、食器類、おもちゃ、
容器類、履物類、かばん類、布類、なべ・やかん類など特定のものを除く。）

ク 有害ごみ 蛍光管、乾電池、体温計（水銀を使用したもの）等有害物質を含んでいるもの

ケ 収集日 収集日の詳細は、収集地区毎の家庭ごみの正しい出し方（家庭ごみ収集日程表）
による。

コ 時間 収集当日の朝、午前8時30分までに排出する。

サ 排出場所 市民があらかじめ所轄の環境事業所に届け出た場所とする。なお、排出場所が示された地図については、所轄の環境事業所窓口にて一般の閲覧を可能とする。

(2) 都市美化ごみ

(1)以外の固形状一般廃棄物(事業ごみ等市では収集しない固形状一般廃棄物を除く。)は、次のとおりとする。

ア 町内清掃ごみ 地域住民の奉仕活動による町内清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの

イ 不法投棄ごみ 公共用地等に不法投棄された、原因者が不明かつ土地の管理者等による処理が著しく困難な固形状一般廃棄物で、市長が収集の必要性を認めるもの

ウ 河川清掃ごみ 市において実施する河川清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物

エ その他 環境保全上、市長が収集の必要性を認めるもの

4 市では収集しない固形状一般廃棄物

(1) 事業ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り再生利用等資源化・減量化を行った後、排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。ただし、市長は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年広島市条例第19号)第7条の規定により、運搬すべき場所及び方法等の必要な措置をとるよう指示することができる。

(2) 一時多量ごみ

引っ越し、庭木の刈り込み、模様替え、畳の入替え等により多量に出たごみは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

(3) その他

ア 共同住宅等から排出されるごみのうち、市による収集に託さないものは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

イ オートバイ(原動機付自転車を含む。)、農業用耕運機、自動車、FRP製廃船、タイヤ、引火性又は爆発性を有するもの(火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等)、有毒性のもの(農薬その他薬品類等)、浄化槽、耐火金庫、ピアノ(電子ピアノを除く。)、パソコン(本体及びディスプレイ)、ソーラーパネルについては、販売店や製造元などへ処理を依頼するものとする。

5 固形状一般廃棄物の排出抑制の方策並びに排出状況、収集・運搬計画及び処理計画

令和6年度における、固形状一般廃棄物の排出抑制の方策、市が収集、運搬及び処理する固形状一般廃棄物の排出状況、収集・運搬計画及び処理主体並びに中間処理計画及び最終処分計画は、原則として別紙1のとおりとする。

ただし、特別管理一般廃棄物として定められたもののうち、医療関係機関等から発生する感染性廃棄物の処理は、当該排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)処理業者へ依頼するものとする。

6 住民に対する広報・啓発活動

令和6年度において、市が住民に対して実施する広報・啓発活動は、別紙2 普及啓発計画のとおりとする。

1 排出抑制等の方策

市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながらごみの減量・リサイクルを推進する。

(1) 食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」

市民団体、事業者、広島市で構成する広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主体となり、以下の事業を食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」として実施する。

ア 「食品ロス削減協力店」

事業所から出る食品ロスの削減対策として、飲食店やホテル・旅館等における料理の食べきりや持ち帰りを推進する店舗や、主に食品を扱う小売店における食品ロスの削減を推進する店舗を「食品ロス削減協力店」として募集し、800店舗を目標に登録し、市ホームページ等でPRを行う。

また、「食品ロス削減協力店」のうち飲食店等で、料理の食べきりを実施した利用客に対して、広島広域都市圏ポイントを付与し、食品ロス削減の意識啓発を行う。

イ 「ごみ減らそうデー」(年8回)

毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2月には、スーパーマーケットの店頭において、パネルの展示、チラシの配布、アンケート等を行い、来店者に対し、ごみの減量・リサイクルの取組や買い物袋の持参を呼びかける。

ウ 「エコクッキング教室」(公民館からの希望により年5回)

普段は捨ててしまう食材の部位や余りものを活用するエコクッキングレシピを実践するエコクッキング教室を公民館等で開催する。

エ 「生ごみリサイクル講習会」(公民館からの希望により年4回を目安)

「ダンボール」等を用いた生ごみの堆肥化方法を紹介する生ごみリサイクル講習会を公民館等で実施するとともに、講習会の内容をYouTubeで公開する。

オ 啓発チラシ「目指そう！ごみ減量No. 1のまち」

ごみの減量対策として、食品ロス削減のための買い物・外食・家庭でのそれぞれの取組の紹介や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の紹介を掲載したチラシを作成し、町内会等を通じて各戸配布する。

カ ごみ減量啓発DVD

職場の研修や、地域での環境学習、学校での環境教育を支援するため、ごみ減量啓発DVD「身近なことからはじめよう！ごみの減量とリサイクル」の貸出を行うとともに、YouTubeで公開する。

キ 環境イベントへの出展等

「環境の日」ひろしま大会」や「環ッハッハinよしじま」などの環境イベントに出展し、パネル展示、チラシの配布等でごみの減量・リサイクルの取組を呼びかけるとともに、市内大学及び広島市内のフードバンクと連携しフードドライブを実施する。また、市内中心部で、食品ロス削減の取組の紹介や啓発物品の配布等を行う食品ロス削減イベントを実施する。

ク 学生等との連携

市内の大学や高等学校と協働し、学生や生徒に食品ロス削減に向けたエコクッキングレシピ

の作成を依頼し、市ホームページ等に掲載するとともに、動画を作成して公開する。また、学生等が考案したエコクッキングレシピを活用して、学生等が講師となり、若い世代を対象としたエコクッキング教室を公民館等で開催する。

ケ 「てまえどり運動」の実施

「食品ロス削減協力店」において、買ってすぐに食べる場合に、商品棚の手前に並べられている消費期限・賞味期限が近い商品や値引き商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を推奨するPOP（ポップ）やポスターの掲示を実施する。

(2) 家庭ごみの発生・排出抑制

ア 生ごみの減量・リサイクル

(ア) エコクッキングの推進

普段は捨ててしまう食材の部位や余りものを活用するエコクッキングレシピを作成し、ホームページへ掲載するとともに、エコクッキングレシピを実践するエコクッキング教室を実施する。

(イ) 生ごみリサイクル講習会

再掲（(1) エ）

イ 容器包装プラスチックの減量

実行委員会を通じて、以下の事業を実施する。

(ア) 簡易包装の促進

スーパーマーケット等へ過剰包装の抑制等を働きかける。

(イ) 買い物袋持参運動の推進

「ごみ減らそうデー」において、スーパーマーケットの来店客に、買い物袋の持参を呼びかける。

ウ 販売店等による回収の促進

実行委員会を通じて、以下の事業を実施する。

(ア) スーパーマーケット等における店頭回収の促進

スーパーマーケット等に店頭回収の積極的な取組を働きかけるとともに、市ホームページで店頭回収実施店舗及び対象資源物を地域別に紹介し、市民の店頭回収の利用を促す。

(イ) 地域や小売店等での廃食用油の回収・リサイクルの推進

スーパーマーケット等への働きかけにより、廃食用油の効率的な回収・リサイクルの推進を図る。

エ 市民の環境意識の向上

(ア) スマートフォン等を活用したごみ分別等の情報発信の推進

広島市LINE公式アカウントから、ごみ分別の方法やプッシュ通知による収集日のお知らせなどの情報が、スマートフォン等で簡単に入手できることを市民に広く周知する。

(イ) 出前環境講座の実施

地域、学校等において「家庭ごみの分別・減量・リサイクル」や「食品ロスの削減」をテーマとした出前環境講座を実施する。

(ウ) 学生等と連携したごみ減量等活動の推進

学生等との連携により、フードドライブの実施やエコクッキングレシピの作成等を行う。

(エ) ごみの減量とリサイクルの推進に関する情報発信

「ゼロエミッションシティ広島」の実現に向けて、ごみの減量・リサイクルにどのように取り組めばよいか、また、取り組んだ結果どのような効果が生じるかについて説明した啓発パンフレット「ごみの減量・リサイクルBook」を配布する。

オ 自主的取組への支援

(ア) 町内会等による資源物の集団回収の促進

市ホームページ等で資源物の集団回収の啓発を行う。

(イ) 啓発用品等の貸出・提供

地域等で行われている自主的な環境学習の取組等に対し、啓発用パネル・DVDの貸出やチラシの提供などを行う。

カ 市民・事業者・行政による協働体制

実行委員会を通じて、スーパーマーケット、百貨店等に対しては、買い物袋持参や食品ロスの削減、食品トレイ等の店頭回収の推進を呼びかけ、飲食店やホテル・旅館等に対しては、食品ロス削減の取組を呼びかける。

(3) 事業ごみの発生・排出抑制

ア 事業者コスト負担の適正化

(ア) 事業ごみ有料指定袋制度の継続実施

事業ごみ有料指定袋制度を継続実施し、事業ごみの減量・リサイクルを推進する。

イ 生ごみの減量・リサイクルの促進

(ア) 食品関連事業者の食品廃棄物（生ごみ）の排出抑制やリサイクルの推進、食品ロスの削減
「食品ロス削減協力店」の登録・PRを行い、事業所から排出される食品ロスの削減を図る。

(イ) 食品ロスの循環利用システムの構築

本市周辺の食品循環資源の登録再生利用事業者を市のホームページで紹介するなどして、排出事業者による食品廃棄物のリサイクルを促進する。

また、食品リサイクル・ループの商品へのロゴマークの掲載やチラシ・市のホームページによる啓発を行うことで、食品廃棄物のリサイクルを促進する。

(ウ) 「てまえどり運動」の実施

再掲（(1)ケ）

ウ 民間事業者によるごみ処理、リサイクルの推進

(ア) 紙ごみの市焼却施設への搬入規制

事業所から排出される再生可能な紙類の市焼却施設への搬入を防ぐため、施設での搬入物検査を実施し、不適正事案に対する指導を行うとともに、紙類を多量に排出する業種や事業所が集積するエリアを絞り込んだ啓発活動を実施する。

エ 事業ごみの減量・リサイクルに関する指導

(ア) 大規模事業所訪問指導

「事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の大規模事業者を訪問し、一般廃棄物、特に紙ごみについての発生抑制及びその適正な分別、保管、再生などの処理について個別に助言、指導する。

- (イ) リサイクルガイドラインによる事業者の分別、リサイクルの促進
大規模事業所訪問指導に合わせるなどして、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」を配布し、事業者のごみの分別・リサイクルを促進する。

オ 優良事業者の取組の促進

- (ア) ごみ減量優良事業者表彰（隔年実施）
ごみの減量・リサイクルについて、他の模範となるような取組を行っている優良事業者を表彰し、その取組を市ホームページに掲載して、事業者の取組を促進する。

(4) 広報による啓発の促進

ア 市民、事業者への広報の拡充

- (イ) ごみの減量・リサイクルの推進に関する広報の拡充
市広報紙や広報番組等の活用や、報道機関等への積極的な情報提供により、ごみの分別や、排出抑制、リサイクルに関する情報を市民に広く周知する。
- (ロ) 市民、事業者等の自主的な活動の紹介
実行委員会を通じて募集した市民団体及び事業者のごみ減量等に関する自主的な活動の事例について、市ホームページに掲載・紹介し、他団体・事業者の取組意識を醸成する。

(5) 家庭ごみの焼却量の削減

ア 家庭系紙ごみの分別、リサイクルの徹底

- (イ) 家庭系紙ごみの出し方マニュアルの作成、啓発
家庭系紙ごみの出し方マニュアルを市ホームページに掲載し、分別徹底を図る。
- (ロ) 資源ごみ（紙類）の対象拡大検討
資源ごみ（紙類）について、選別施設等関係者と協議し、対象拡大を検討する。

(6) 家庭ごみの埋立量の削減

ア 家庭ごみの分別徹底

- (イ) 不燃ごみ等の分別徹底
出前環境講座や市ホームページ等により、不燃ごみに含まれる資源物等の分別徹底を呼びかける。

(7) その他

ア 木くずの資源化

事業ごみのうち、再生可能な木くずについては、民間ルートによる資源化を推進する。

イ 発泡スチロールの資源化

事業ごみのうち、再生可能な発泡スチロールについては、一般廃棄物再生利用業個別指定を受けている広島市廃棄物処理事業協同組合等が行う民間ルートによる資源化を推進する。

ウ 使用済小型家電のリサイクル

使用済小型家電については、イベント会場における回収や認定事業者によるボックス回収及び宅配便回収への支援等を行うことにより、リサイクルを促進する。

2 排出状況及び収集・運搬計画・処理主体

ごみの種類	収集・運搬計画						処理主体			
	収集主体	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法	排出方法等	処理方法	処理施設		
家庭ごみ	可燃ごみ	市(直営)	17,004t	全市域	週2回	丈夫な紙袋又はポリ袋に入れて持ち出す。	焼却	市(直営)		
		市(委託)	114,204t							
	ペットボトルごみ	市(直営)	249t		週1回	透明又は半透明なポリ袋に入れて持ち出す。	選別	民間(委託)		
		市(委託)	2,414t							
	プラスチック製容器包装ごみ(リサイクルフ ^ラ)	市(直営)	1,565t		月2回	ステーション方式又は戸別方式(排出場所は、市民があらかじめ所轄の環境事業所に届け出た場所とする。)	焼却	市(直営)		
		市(委託)	15,094t							
	プラスチックごみ(その他フ ^ラ)		4,784t		月2回	丈夫なポリ袋に入れて持ち出す。	埋立	市(直営)		
	不燃ごみ		5,481t うち中継・運搬(2,787t)							
	資源ごみ	市(委託)	38,204t		月2回	ひも等でまとめて又は丈夫な袋に入れて持ち出す。	選別	市(委託)		
									有害ごみ	262t
大型ごみ	市(委託)	2,660t	戸別方式	受付センターに予約し、納付券等を貼り持ち出す。家電リサイクル法対象機器廃棄物については、納付券等の他にリサイクル料金を支払ったことを証明する書類(リサイクル券)を貼る。	焼却	市(直営)				
							埋立	市(直営)		
再生	法ルート									
		都市美化ごみ	市(直営) 市(委託)	330t 991t	全市域	必要の都度	-	-	焼却	市(直営)
埋立	市(直営)									
事業ごみ等	許可業者	128,147t 4,617t 1,083t 3,231t	全市域	-	-	-	焼却	市(直営)		
									埋立	市(直営)
									埋立	市(直営)
資源ごみ	当該排出者が自ら処分するか、又は資源回収業者に依頼し、若しくは市長の指示に従って処分する。						破碎後再生・焼却・埋立	市(直営)		
安芸太田町可燃ごみ 広島市の焼却施設へ搬入される可燃ごみは、同町で収集運搬を行う。										
焼却灰等	市(委託)	29,651t	-	必要の都度	-	-	埋立	県(委託)		
									再生	民間(委託)
合計		369,971t								

※事業ごみ等には、実施計画本文の、4-(2)及び4-(3)アの規定により排出されるごみ(可燃ごみ14,442t、プラスチックごみ621t、不燃ごみ146t)を含む。

※焼却灰等には、安芸太田町から広島市の焼却施設へ搬入される可燃ごみ(836t)の焼却灰を含む。

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)に基づき食品循環資源の再生利用を行う場合は、再生する。

※許可業者は別添一覧表のとおり。

※ごみの適正な処理体制を確保する観点から、平成24年4月1日以後の申請分から固形状一般廃棄物収集運搬業の新規許可は停止する。今後、ごみ量や許可業者の実態等の変化に応じて、この停止を解除することもあり得る。

3 処理計画

(1) 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	中工場	安佐南工場	安佐北工場
所在地	中区南吉島一丁目5番1号	安佐南区伴北四丁目3990番地	安佐北区可部町大字中島1460番地の1
型式 公称能力	連続運転式焼却炉	連続運転式焼却炉	連続運転式焼却炉
	600 t / 24 h (200 t / 24h × 3基)	400t/24h (200t/24h × 2基)	100t/24h (100t/24h × 1基)
処分量	142, 112 t 内訳 家庭ごみ 57, 754t 都市美化ごみ 422t 事業ごみ 83, 936t	123, 098 t 内訳 家庭ごみ 81, 568t 都市美化ごみ 542t 事業ごみ 40, 152t 安芸太田町可燃ごみ 836t	23, 293 t 内訳 家庭ごみ 12, 180t 都市美化ごみ 220t 事業ごみ 10, 893t
焼却灰等	焼却灰等 14, 183 t 内訳 焼却灰 14, 098t 金属くず 85t	焼却灰等 12, 962 t 内訳 焼却灰 12, 556t 金属くず 406t	焼却灰 2, 506 t
残渣処分方法	再生 ・金属くず (民間でリサイクル) 埋立 ・焼却灰 (県埋立地)	再生 ・金属くず (民間でリサイクル) 埋立 ・焼却灰 (県埋立地)	埋立 ・焼却灰 (県埋立地)
備考	資源ごみ選別残渣等を含む。	資源ごみ選別残渣等を含む。	

イ 再生施設

資源ごみ選別施設

施設名	西部リサイクルプラザ	北部資源選別センター
所在地	西区商工センター七丁目7番2号	安佐北区安佐町大字筒瀬864番地
型式	3ライン	2ライン
公称能力	96 t / 7. 5 h (32 t / 7. 5 h × 3ライン)	70 t / 7 h (35 t / 7 h × 2ライン)
処分量	25, 545 t	13, 410 t
資源化量	20, 733 t	10, 884 t
可燃性残渣量	3, 396 t	1, 783 t
不燃性残渣量	1, 415 t (うち有害35 t)	744 t (うち有害19 t)
残渣処分方法	焼却(本市焼却施設等)、埋立(本市埋立地)、無害化(民間委託)	
備考	選別後、資源物は再生利用する。	

ウ 破碎施設

施設名	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設
所在地	安佐南区伴北四丁目3990番地
型式	せん断式 ・ 回転式
公称能力	116 t/日 (せん断式56 t/7 h、回転式60 t/5 h) ※ただし、処理量は原則100 t/日以下とする。
処分量	13,952 t
資源化量	2,207 t
可燃性残渣量	8,274 t
不燃性残渣量	3,471 t
残渣処分方法	焼却 (本市焼却施設等)、埋立 (本市埋立地)
備考	資源物は、再生利用する。

エ 廃プラスチック圧縮梱包施設 (委託)

施設名	ダイヤエコテック広島 廃プラスチック圧縮梱包施設
事業主体	株式会社ダイヤエコテック広島
所在地	中区江波沖町5番1号
型式	3ライン
公称能力	82.1 t/12.8 h (17.1 t/12.8 h×1ライン、32.5 t/12.8 h×2ライン)
処分量	19,322 t
資源化量	15,719 t
可燃性残渣量	3,466 t
不燃性残渣量	137 t
残渣処分方法	焼却 (本市焼却施設等)、埋立 (本市埋立地)、再生 (本市資源ごみ選別施設)
備考	容器包装リサイクル法に基づき再商品化する。

(2) 最終処分計画

ア 最終処分場（本市埋立地分）

施設名	玖谷埋立地
所在地	安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地
埋立面積	146,000㎡
廃棄物埋立容量	3,500,000㎡
残存容量 (令和5年度末見込)	81,700㎡
浸出水の処理	公共下水道放流
処分量	〔 12,837 t 家庭系ごみ 5,904 t、資源ごみ選別残渣等 5,051 t、 都市美化ごみ 137 t、事業ごみ 1,745 t 〕
年間埋立容量 (覆土量を含む。)	16,600㎡
埋立区分	処分場内一般区画及び灰区画
埋立方法	サンドイッチ工法

イ 最終処分場（委託）

施設名	出島処分場
事業主体	一般財団法人 広島県環境保全公社
所在地	南区出島四丁目地先
埋立面積	166,000㎡
廃棄物埋立容量	1,900,000㎡
残存容量 (令和4年度末)	1,388,000㎡
浸出水の処理	公共下水道放流
処分量	29,160 t 焼却灰等
埋立方法	搬入台船より薄層散布工法（海面埋立）

ウ 無害化処理（委託）

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
事業主体	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
廃棄物の種類 及び処分量	乾電池等の有害ごみ（316 t）
備考	水銀回収（再生、埋立）

(3) 広島市のごみ処理施設に搬入できるもの

自ら若しくは許可業者により、本市ごみ処理施設へ搬入できる固形状一般廃棄物は、次によるものとする。

ア 焼却施設（中工場、安佐南工場、安佐北工場）

固形状一般廃棄物のうち可燃ごみ

事業系ごみは原則として指定袋で、家庭ごみは丈夫な紙袋又はポリ袋で搬入。

区 分	具 体 的 事 例	搬 入 要 領
厨 芥 ご み 等	料理くず、茶かす、残飯	十分水切りをする。
	野菜、果物	丸いものは細切りにする。
	調理用の油	布・紙類にしみこませるなどをする。
	穀物（米・麦・豆）	
	卵・貝等	
	菓子、乾物、冷凍食品、練製品（かまぼこ等）、漬物、古ぬか、みそ等	大きいかたまりは、薄くし、冷凍されているものは解凍して十分、水切りをする。
再生のきかない紙くず等	個人情報に記載された紙（家庭から排出されたものに限る。）	プラスチック・金属製の留め具ははずす。ひも等で束ねない。
	セメント袋、塗装等の養生紙等	ひも等で束ねない。
	油紙、紙パック、紙おむつ、カーボン紙、セロハン紙等	
木 く ず 等	剪定木くず、木くず、梱包材、盆灯籠等 個人の家屋を自ら解体して搬入する場合	長さはおおむね 50cm 以下とし、直径は生木でおおむね 5 cm 以下、乾燥木でおおむね 10 cm 以下とする。剪定木くず等は、ひも等で束ねる。
	わら、縄くず、花輪、落葉雑草等	ひも等で束ねない。
	おがくず、プレーナーくず等	
そ の 他	はと・犬等の小動物のふん	
	小動物の死体	
	ロウ製品、花火、マッチ等	水で湿らす。
	処理するうえで、支障がないものと認められるもの	

イ 再生施設

資源ごみ選別施設（西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター）

固形状一般廃棄物のうち資源ごみ

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
紙類	新聞、雑誌、チラシ、ダンボール、菓子箱等	ひもで縛ってまとめる。 大きさは概ね名刺大以上(名刺等の落ちやすい紙は封筒などに入れる。) 感熱紙、カーボン紙など再生できない紙類やシュレッダー等により裁断された紙類を除くこと。
ガラス類	びん類、コップ、ガラスくず等	キャップやふたは取り外す。 びん類は内容物を除いて洗う。
金属類	空き缶、フライパン、鍋、スプレー缶等	スプレー缶は中身を空にする。 空き缶は内容物を除いて洗う。
布類	古着、カーテン等	ひもで縛るか、じょうぶな袋に入れる。

(注) 事業ごみについては、紙類に限る。

ウ 破砕施設（安佐南工場大型ごみ破砕処理施設）

固形状一般廃棄物のうち大型ごみ（おおむね1m×1m×2m以下の大きさのもの。）。ただし、事業ごみについては、木製の家具類及び天然繊維製品に限る。

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
家 具 類	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、食卓、戸棚、応接セット等	引出し等の中を空にする。
家 電 品	ビデオ、ステレオ等のAV機器	コード類は格納するか、束ねる。 電池使用機器は電池を取り外す。 卓上用コンロはガスボンベを取り外す。 石油ストーブは灯油を抜き取る。 照明器具は蛍光管等を取り外す。
	電子レンジ、ガスコンロ等の厨房用機器	
	扇風機、こたつ、石油ストーブ等の冷暖房機器	
	掃除機、照明器具等	
寝 具 類	ふとん、毛布、マットレス等	じゅうたん、カーペット等は折りたたむか丸める。
	じゅうたん、カーペット等	
そ の 他	自転車、三輪車、乳母車等	電池使用機器は電池を取り外す。
	ミシン等の機械器具	
	角材等の長尺物	長さはおおむね2m以下とし、太さはおおよそ10cm角以下とする。
	板材等	
	プラスチック製波板等	ひとまとめにする。
	トタン板等の金属類	ひとまとめにする。
	処理上危険性がなく、衛生上支障がないもので軽量かつ少量のもの	

(注1) 事業ごみは、納付券の貼付は必要としない。

(注2) 家電リサイクル法対象機器の、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機並びに資源有効利用促進法に基づき製造者が回収するパソコン（本体及びディスプレイ）については、搬入できない。

エ 最終処分場（玖谷埋立地）
固形状一般廃棄物のうち不燃ごみ

区 分	具体的事例	搬 入 要 領
家庭系不燃ごみ	陶磁器、灰、小型電気製品等	最長の辺の長さ又は最大径がおおむね30cm未満とする。
事業系不燃ごみ	傘や文具などプラスチックと金属の複合品等（小型家電を除く。）	事業ごみ指定袋により搬入されない事業ごみについては、最長の辺の長さ又は最大径がおおむね15cm以下とする。 傘などの長いものは45Lの指定袋を使用。

オ その他

(ア) 中工場に搬入しなければならないもの

その他プラ

(イ) 安佐南工場に搬入しなければならないもの

事業系プラスチックごみ（包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類）

(ウ) 上記アからエの施設に搬入できないもの

- ・ ペットボトル
- ・ リサイクルプラ
- ・ 有害ごみ
- ・ 感染性廃棄物
- ・ オートバイ（原動機付自転車を含む。）、農業用耕運機、自動車、FRP製廃船、タイヤ、浄化槽、耐火金庫、ピアノ（電子ピアノを除く。）、中身の入った塗料缶等
- ・ 引火性又は爆発性を有する物（火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等）
- ・ 有毒性のもの（農薬その他薬品類等）
- ・ 家電リサイクル法対象機器廃棄物
- ・ パソコン（本体及びディスプレイ）
- ・ ソーラーパネル

固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

業 者 名	所 在 地	許 可 区 分
1 ㈱センタークリーナー	南区出島一丁目20-3	市内全域(佐伯区湯来町及び杉並台を除く)
2 松岡クリーナー㈱	南区出島三丁目1-15	〃
3 ㈱東洋クリーナー	西区中広町三丁目25-8	〃
4 ㈱タイヨー	安芸区船越南五丁目11-1	〃
5 ㈱中央クリーナー	南区東雲二丁目11-14	〃
6 共栄美装㈱	西区南観音四丁目10-22	〃
7 広島きれい㈱	安佐南区大町西三丁目15-61	〃
8 ㈱不二ビルサービス	西区楠木町四丁目8-12	〃
9 ㈱ニコニコ	東区戸坂千足二丁目6-19	〃
10 広島防災㈱	安佐北区安佐町大字小河内字尾淵530	〃
11 広交産業㈱	南区出島一丁目34-40	〃
12 ㈱カンサイ	佐伯区五日市町大字石内460	〃
13 ㈹広島クリーナー	安芸区中野六丁目9-22	〃
14 ㈹ときわ産業	安芸区矢野東七丁目60-7	〃
15 ㈱コーヨー	安佐南区大町西一丁目20-11	〃
16 ㈱アンドー	安芸区阿戸町押谷1819-1	〃
17 ㈹ホクブ	安佐北区可部町大字今井田字観音谷371-6	〃
18 山口産業㈱	安佐北区可部町大字桐原字高地神504-5	〃
19 ㈹藤井産業	東区中山上二丁目38-4	〃
20 岡田産業㈹	中区吉島新町二丁目25-12	〃
21 ㈹サンライン	安佐北区可部一丁目15-26	〃
22 ㈹恵飛須正	南区本浦町43-6	〃
23 大和実業㈹	中区吉島西二丁目15-31	〃
24 ㈱西原資源	中区光南六丁目2-40	〃
25 ㈱カルフト	東区光町二丁目4-8	〃
26 ㈹中前産業	中区基町16-17-120	〃
27 ㈱東亜美装	安佐南区祇園五丁目27-1	〃
28 ㈱オオケン	南区松川町5-9	〃
29 持続未来㈱	中区基町5-44 広島商工会議所ビル内	〃
30 ㈹みのる産業	安佐北区狩留家町字磯松ケ原5878	〃
31 ミツワ産業㈱	西区楠木町三丁目14-24	〃
32 ㈱エコス	西区草津浜町12-18	〃
33 ㈱広島企業	安佐南区大町西一丁目24-40	〃
34 ㈱ I S C	佐伯区五日市中央四丁目7-24	〃
35 五光産業㈱	佐伯区五日市町大字下河内字上原1363-1	〃
36 寿総業㈱	佐伯区美の里二丁目2-20	〃
37 佐伯清掃㈹	佐伯区屋代一丁目1-3	〃
38 ㈹A. works	佐伯区湯来町伏谷137-7	〃
39 広容㈱	佐伯区五日市町大字下河内字野地10022-1	〃
40 富士企業㈱	佐伯区楽々園四丁目6-19	〃
41 アサヒエコノス㈱	安佐南区伴東四丁目22-12	〃
42 ㈱大栄クリーナー	安佐南区伴西三丁目8-1	〃
43 ㈱スナダ	東広島市志和町七条栴坂10488-160	市内全域(FRP製廃船に限定)
44 ㈹西部パブリック	山県郡安芸太田町大字津浪1664	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
45 都市環境サービス㈱	安佐南区祇園二丁目17-41	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
46 西部環境㈹	山県郡安芸太田町大字寺領1512	佐伯区湯来町及び杉並台に限定
47 ㈹エスケー産業	佐伯区三宅四丁目3-64	市内全域
48 ㈱KODAMA	安佐南区祇園一丁目28-10	市内全域(佐伯区湯来町及び杉並台を除く)
49 ㈹青木商店	安芸区瀬野町2179	〃
50 ㈱アクアシステム	安佐南区祇園二丁目7-19	〃
51 都市環境整備㈱	西区西観音町15-9	〃
52 共栄興産㈱	西区南観音四丁目11-3	〃
53 安佐南産業㈱	安佐南区大町西三丁目19-9	〃

普及啓発計画

目的	対象者	形態	事業名
ごみの排出指導	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ「家庭ごみの正しい出し方（家庭ごみ収集日程表）」 ・チラシ「発火する可能性のあるごみに注意してください！」 ・チラシ「家庭ごみの収集等について（お知らせ）」 ・チラシ「家庭ごみの正しい出し方（英・中・韓・葡・西・比・越・やさしい日本語）」 ・パンフレット「ごみ出しハンドブック〔ひろしまエイト〕」
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ出しカレンダー」（市ホームページへの掲載） ・「家庭ごみ分別50音事典」（市ホームページへの掲載） ・家庭ごみ（市LINE公式アカウント）
ごみ処理への理解	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「広島市中工場」、「広島市安佐南工場」、「広島市安佐北工場」「広島市の埋立地」、「西部リサイクルプラザ」、「北部資源選別センター」 ・チラシ「大規模災害で発生した「ごみ」ってどうするの？」
	児童・生徒	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生社会科補助教材「ごみのおはなし」
ごみ減量化・資源化の推進	市民	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ「目指そう！ごみ減量No.1のまち」 ・チラシ「レッツ ごみ減量・リサイクル」 ・チラシ「私にもできる！ごみの減量・リサイクル」 ・チラシ「ごみの減量 自分にできることを増やしていこう！」 ・チラシ「週に一度は冷蔵庫の整理・整頓」 ・チラシ「はじめよう！食品ロス削減」 ・パンフレット「生ごみリサイクルハンドブック」 ・チラシ「集団回収」 ・パンフレット「はじめようエコクッキング」 ・チラシ「使用済小型家電を回収しています」 ・パンフレット「ごみの減量・リサイクルBook」 ・チラシ「エシカル消費を始めよう！」
		パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量啓発パネル ・はじめよう！食品ロス削減パネル ・コンポストパネル（総括、ダンボールコンポスト編、ミミズコンポスト編、EM密閉容器編） ・「食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」実施中」 ・「事業者の取組～商習慣の見直し～」 ・「市民の皆さんが参加できる取組 フードドライブ」 ・「家庭でできるごみの減量・リサイクル」 ・「使用済み小型家電のリサイクル」
		展示物	<ul style="list-style-type: none"> ・安佐南工場「環境学習コーナー」（ごみ処理に関するパネル展示等） ・西部リサイクルプラザ常設展示（リサイクルに関するパネル展示等） ・北部資源選別センター常設展示（リサイクルに関するパネル展示等）
		体験教室	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング教室
		環境講座	<ul style="list-style-type: none"> ・出前環境講座 ・生ごみリサイクル講習会
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭系紙ごみの出し方マニュアル」（市ホームページへの掲載） ・「資源物の店頭回収」（市ホームページへの掲載） ・使用済みのてんぷら油（廃食用油）の回収（市ホームページへの掲載） ・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会を通じた働きかけ ・施設見学会の開催 ・大都市共同キャンペーンの開催 ・地域環境指導員制度の実施 ・エコクッキングレシピ（市ホームページ、クックパッド「消費者庁のキッチン」への掲載、YouTubeへの公開） ・DVD「身近なことからはじめよう！ごみの減量とリサイクル」（YouTubeへの公開）

		<ul style="list-style-type: none"> ・「てまえどり運動」の実施（スーパーマーケット等の店頭におけるポップの掲示） ・食品リサイクル・ループの取組周知（商品へのロゴマークの掲載やチラシ・市ホームページへの掲載）
児童・生徒	印刷物	・小型家電リサイクル学習用リーフレット、A4クリアファイル
事業者	印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン（令和2年度改訂版）」 ・チラシ「事業ごみ（一般廃棄物）の正しい出し方・再生可能な紙類は清掃工場へ搬入できません！」 ・チラシ「フードバンクを活用してみませんか」 ・ポップ「てまえどり」 ・幟旗「スマイル！ひろしま 実施中」
	その他	・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会を通じた働きかけ